

「事業概況報告書」の提出はお済みですか？

法令で提出が義務付けられています！

内航海運業報告規則第三条の規定により、内航海運業者は下記の**報告書を国土交通省あて提出**していただくことになっています。
お忙しいところ大変お手数ですが、ご対応よろしく願いいたします。

(提出対象)

◆**内航海運業者**（休止事業者を除く）

※**船舶管理会社・オーナー・オペレーターいずれも対象**です。

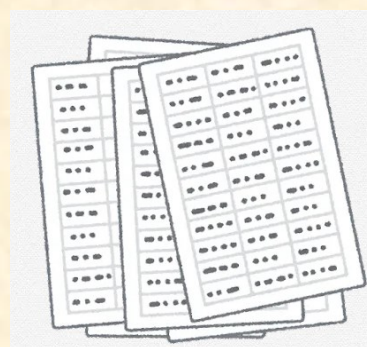


(報告書)

◆事業年度ごとの事業概況報告書

◆決算期ごとの財務諸表

(貸借対照表、損益計算書、
内航海運業損益明細表、固定資産明細表)



(提出先)

◆管轄の運輸支局・海事事務所にご提出ください。

※メールでのご提出にご協力をお願いします。

(提出期限)

・事業年度ごとの事業概況報告書：毎事業年度の経過後100日以内

・決算期ごとの財務諸表：毎決算期の経過後100日以内



報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、50万円以下の罰金に処することとなっております。



提出された事業概況報告書については、今後、内航海運業の施策検討を行うにあたって活用する貴重な基礎データとなりますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

報告書の様式は、当省ホームページよりダウンロードいただけます。

(国土交通省HP特設WEBページ：https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn3_000009.html)



(二次元コード)